

「車ふれあい祭り “2012”」「第19回山梨県自動車整備技能競技大会」 反省会が開催されました

- ◇日 時 12月17日（月） 18:00～
◇場 所 （社）山梨県自動車整備振興会 大講堂
◇出席者 実行委員、競技委員、教育委員、経営委員、選手、監督
◇内 容 「車ふれあい祭り “2012”」「第19回山梨県自動車整備技能競技大会」の反省と今後の課題について。

①自動車整備技能競技大会

【意見、要望等】

- ・選手が使用する机の位置と観客席との距離等レイアウトを工夫してほしい。
- ・エアフローメーターに導通があった。
- ・遮熱板の取り付ボルトの緩みの設定が一定でないよう思える。
- ・大会日程を定着化して頂きたい。
- ・支部長が選手をお願いするのに大変苦労する。また、支部長の選出時にも影響が出ている。
- ・選手に余分なプレッシャーがかからないように、「参加することに意義がある」と選手に話している。
- ・マンネリ化して設問が易しくなってしまうことが心配。
- ・全国大会の難易度との差が開いてしまう。
- ・各支部への補助金を増額してほしい。
- ・練習に使用する競技車両のレンタカ一代の支部負担が大きい
- ・支部の事情で出場できなかったが、次回は参加に向けて努力したい。支部の状況も考慮してほしい。
- ・選手として参加して楽しかった。上位のチームを見て刺激になった。
- ・再度選手として参加させて頂きたい。
- ・競技委員の資料は設問箇所が写真入りでわかりやすい内容だった。
- ・競技委員としてとまどうことなく審査できた。
- ・去年の反省が改善されて良い大会になったと感じた。

②点検整備推進イベント

【意見、要望等】

- ・バザーの品物が少なかった。もらっても困る様な物まであった。
- ・バザーを実施する主旨を周知し協力体制を徹底してほしい。
- ・懐かしの車のオーナー紹介をMCが行い、メンテナンスの重要性を呼びかけ、ユーザーに整備に关心を持って頂けたら良いと感じた。次回は展示台数を増やし、さらなる盛り上がりを期待します。
- ・各コーナーの実行委員への担当内容周知が不十分で一部機能していなかった。イベント開始前の配置確認、イベント開始後の状況確認等徹底してほしい。

【その他】

- ・天候不順の影響か、来場者が前回より少なかった。

【まとめ】

- ・技能競技大会経費面では各支部の実態を把握し予算組と併せて検討。
- ・技能競技大会の審査部門毎に部門別表彰もしくは記念品の贈呈等検討。
- ・自動車整備技能競技大会、点検整備推進イベントの今後のあり方を検討するため、会員の皆様のご意見等をお聞きするためのアンケート実施。
- ・意見、要望、課題等について委員会等において充分把握、検討し、充実した内容の競技大会、イベントになるよう次回に反映させる。

平成24年度第2回自動車整備技能登録試験の実施について

標記試験が次のとおり実施されます。登録試験申請用紙は教育課窓口に用意してあります。必要事項等を記入の上、受付期間中にお申し込み下さい。

◇実施種目

	学 科 試 験	口 述 試 験	実 技 試 験
試験の種類	<ul style="list-style-type: none">・一級小型自動車・二級ガソリン自動車・二級ジーゼル自動車・二級自動車シャシ・三級自動車シャシ・三級自動車ガソリン・エンジン・三級自動車ジーゼル・エンジン・三級二輪自動車・電気装置・自動車車体	<ul style="list-style-type: none">・一級小型自動車	<ul style="list-style-type: none">・一級小型自動車
受付期間	平成25年1月21日（月）～1月25日（金）		
試験日	平成25年3月24日（日）	平成25年5月12日（日）	平成25年8月25日（日）
試験会場	振興会研修センター	未定	未定

※一級小型自動車受験者の方へ※

- ・口述試験は学科（筆記）試験合格者のみが対象となります。
- ・実技試験は学科（口述）試験合格者のみが対象となります。

◇受験資格 一級受験者は二級整備士（シャシは除く）合格後3年以上の実務経験者

二級受験者は三級整備士合格後3年以上の実務経験者

三級受験者は1年以上の整備作業実務経験者

（注）実務経験の短縮対象者

二級	大学機械科卒業者	1.5年
	高校機械科卒業者	2.0年
三級	大学・高校機械科卒業者	0.5年

◇申込時に持参するもの

- ①登録試験申請書（教育課窓口にあります）
- ②受験手数料（用紙代等を含む）

	学科試験 (口述試験料含む)	実技試験
一級受験者	6,400円	12,200円
一級以外の受験者	4,400円	

※一級小型自動車受験者の方へ※

実技試験を続けて受験される場合は、学科試験合格後実技試験受験手数料を納付して頂きます。

- ③受験資格を証明する証書・証明書

- ・一級受験者は二級整備士の合格証書
- ・二級受験者は三級整備士の合格証書
- ・実務経験の短縮を受ける方は、卒業証書又は証明書等

- ④写真 1枚（縦6cm×4.5cm）

- ⑤印鑑

- ⑥はがき（受験者の住所、氏名を記入して下さい）

一級受験者・・・4枚 一級以外の受験者・・・2枚

※一級小型自動車受験者の方へ※

- ・実技試験を続けて受験する場合は、学科試験合格後に実技試験用案内はがき2枚
別途提出して頂きます。

自動車整備技能登録試験対応講座のお知らせ

平成24年度第2回自動車整備技能登録試験（3月24日（日）実施）を受験する者を対象とした標記講座を下記の日程等により行います。受講希望の方は、受付期間中にお申し込み下さい。

◇種目 2級ガソリン自動車 3級自動車ガソリン・エンジン

◇研修日 2級ガソリン自動車 3級自動車ガソリン・エンジン

第1日	3月 6日（水）	9:10～15:50
第2日	3月 8日（金）	9:10～15:50
第3日	3月 11日（月）	10:00～15:50

※受講希望人数が10人以下の時は開講しない場合もあります。

◇講習内容 過去に実施された検定・登録試験の問題をもとに、出題の傾向と対策を研究学習
当振興会で作成した問題及び過去に実施した検定・登録試験問題等

※下記のテキストは、必ず各自で持参して下さい。

◆2級ガソリン自動車

⇒ 2級ガソリンエンジン編 2級シャシ編 法令教材

◆3級自動車ガソリン・エンジン

⇒ 3級ガソリンエンジン編 基礎自動車工学 法令教材

- ◇ 受講料 15,000円（資料代含む）
◇ 受付期間 1月21日（月）～2月15日（金）
◇ 申込方法
申込書は、振興会ホームページの会員ページ（振興会からのお知らせ）からダウンロードするか、教育課窓口に置いてあります。必要事項を記入の上、受講料を添えて教育課まで受付期間中にお申込み下さい。

各種研修・講習会のお知らせ

1. 自動車ボディ電装講習会（STEP UP2）

自動車のボディ関係の電気回路についての講習会です。
システム回路図などを読みながら、実習車の作動確認及び故障探求をしてみましょう。

- ◇受付期間 11月1日（木）～1月18日（金）
◇講習日時 1月23日（水）9:30～16:00
◇講習場所 （社）山梨県自動車整備振興会 研修センター及び実習場
◇担当講師 ディーラートレーナー¹
◇講習内容 配線図、システム回路図、ぎ装図の理解
実習車を用いて
・灯火関係故障探究
・パワーウィンドウ関係故障探究
・ドアミラー関係故障探究
・その他

【注意 回路図の読み方の講習は行いませんので、自動車電気基礎入門を受講済みの方、又は回路図が読める方を対象とします】

- ◇持ち物 サーキットテスタ（デジタル）、筆記用具
◇受講料 3,000円（資料代含む）
(申込後の未受講において、受講料の返金は出来ませんのでご了承下さい。)
◇定員 **先着10名**（定員になり次第締切とさせて頂きます）

2. 自動車エンジン電装講習会（STEP UP3）

自動車のエンジン故障は、日々複雑になっています。
また、外部診断機器を使用しないと故障系統すら分からず状態です。
振興会所有の外部診断機を使って、エンジン電装理論、故障診断をしてみましょう。

- ◇受付期間 12月3日（月）～2月15日（金）
◇講習日時 2月20日（水）9:30～16:00
◇講習場所 （社）山梨県自動車整備振興会 研修センター及び実習場
◇担当講師 ディーラー トレーナー、振興会
◇講習内容 自動車エンジン電装の理論と、ベンチエンジンや実車で外部診断機を使用した故障診断等の講習です。

【注意 回路図を使って行いますが、回路図の読み方の講習は行いませんので、自動車電気基礎入門を受講済みの方、又は回路図が読める方を対象とします】

- ◇ 持ち物 サーキットテスタ（デジタル）、筆記用具
- ◇ 受講料 5,000円（資料代含む）
(申込後の未受講において、受講料の返金は出来ませんのでご了承下さい。)
- ◇ 定員 **先着10名**（定員になり次第締切とさせて頂きます）

講習申込方法

申込書は、本誌巻末、教育課窓口にあります。
また、振興会ホームページ（<http://www.ams.or.jp>）の「会員ページ」からもダウンロードできます。必要事項を記入の上、受講料を添えて教育課までお申し込みください。

3. 整備主任者（技術）研修

標記研修を次のとおり実施致します。該当事業場には事前に通知致しますので、必ず受講されますようお願い致します。

研修対象者は、各事業場で選任されている整備主任者（1事業場1名以上）

- ◇ 研修会場 (社) 山梨県自動車整備振興会 研修センター及び実習場
- ◇ 担当講師 各ディーラー技術担当者
- ◇ 研修内容 学科：新機構・新装置について
実習：オートマチック・トランスミッションの構造・機能及び故障診断
- ◇ 受講料 6,500円（テキスト代含む）

【使用テキスト】

- ・平成24年度版 自動車整備新技術（学科研修用） 945円
- ・平成24年度版 自動車整備新技術（実習研修用） 1,155円

- ◇ 研修日時 受付 9:00～9:30
研修 9:30～17:00 **※日程につきましては、下記の表を参照して下さい。**

回数	月日	曜日	該当支部	受講予定者数	担当		
					学科(小型)	実習	学科(大型)
11	1月17日	木	二輪	20	二輪	二輪	
12	1月24日	木	東八①	50	トヨタ	トヨタ	いすゞ
13	2月7日	木	東八②	45	ホンダ	ホンダ	UDトラックス
			日下部				
14	2月14日	木	その他	20	スズキ	スズキ	日野

普通救命講習の報告

標記講習は12月5日（水）午前9時から3時間、笛吹市消防本部のご協力を頂き、標記講習会が参加者36名により実施され、全員に笛吹市消防本部から「普通救命講習」修了証が交付されました。

始めは慣れない手際で行なっていた救急救命の処置が、笛吹市消防本部4名の講師の方々による熱心な個別指導により、講習が終了するまでには参加者された皆様が手際よく処置方法を実践できるようになりました。

今回の講習を受け、「救命のリレー」により救命処置がスムーズに行なわれ、「助かる命」を助けられる一助にしていただけたらと思います。

以前受講された方も2~3年を目安に再受講し、手順の確認や、最新の処置方法を学ぶことが大切です。



低圧電気取扱特別講習の報告

標記講習は12月5日（水）午後1時より、ディーラートレーナーのご協力を頂き、標記講習会が実施され、「低圧電気取扱特別教育」修了証が参加者18名に交付されました。

本講習会は、「労働安全衛生法第59条安全衛生特別教育規定」の趣旨に基づく特別講習として、ハイブリッド車、電気自動車の整備を対象とした講習です。



全国の整備相談所に寄せられた整備相談事例 Vol. 12

ケースその1

【相談】兵庫県 男性

【内容】次回部品交換が必要と言われたが、ディーラーの見解は正しいか

・車名:乗用車 ・登録年月:不明 ・走行距離:30万km

ディーラーで、今まで3千km毎にオイル交換をしてきた。この時、オイル交換時に「今回はシール剤でボルトからのオイル漏れを止めているが、走行距離から考えて、次回はオイルパンを変えないとオイルが漏れてくる可能性がある。30万km走っているのだから当然といえば当然なので、次回は部品代等6万円程度が必要」という説明を受けた。

その時はそのまま帰ったのだが、考えたら、単純計算で100回のオイル交換をしてきたことになるが走行距離と何の関係があるのだろうか?また、100回程度のボルトの締め緩め作業でボルトからオイル漏れをするものなのかどうか知りたい。ディーラーの言っていることは正しいのか?ディーラーとはもめたくない。

【対応】

走行距離とオイル漏れは、直接関係ないように思うが、若干の締め付け過ぎを繰り返して来たら、オイル漏れは発生するかもしれない。いずれにしろ疑問を持ったらその場で聞くことを勧める。ディーラーには「素人なので、走行距離とオイル漏れの因果関係を教えてほしい」という聞き方でいいと思う。専門用語を使って説明するようなら、わからない専門用語について聞けばいい。その程度を面倒臭がるようなことはないはず。電話でも答えてくれる。もし答えてくれなければこちらから説明するように言います。その後連絡はない。

ケースその2

【相談】兵庫県 女性

【内容】短期間で不具合再発、原因わからず怖くて乗れない

・車名:輸入車 ・登録年月:平成14年 ・走行距離:不明

外車ディーラーで認定中古車を購入した。購入時は7年落ちの平成14年式の車両。(購入は平成21年か?)平成22年7月に右前のエアサスのトラブルがあり修理したが、この時は中古車購入後の保証期間内ということで保証対応してくれたが、平成24年4月に左前のエアサスに不具合が発生し修理した。この時は保証期間が過ぎており、有償で30万円程度かかった。

今回(平成24年6月)、再び左前のエアサストラブルが発生した。購入店の外車ディーラーに修理後、間がないので保証をいうと、部品のクレームは効かないという。しかも、部品は悪くないという(根拠は不明)。では、作業に問題があったのではないか?と聞くと、作業は万全を期しており、完璧にこなしているという。では、平坦一般道を普段、わずかな距離(走行距離は不明)しか走らない私に問題があるのか?と聞くと、お客様の使用状況には問題ない、とのこと。では何が問題でこのようなことになるのかと問うと、原因はわからない。しかし修理には前回と同じ30万円くらいかかるという。修理して再発しないか?聞くとそれはわからないという。過去のトラブル時は車が止まっているときに車高が一気に下がったものだが、走行中になったらとすると、再発の可能性もわからないということなら怖くて乗れない。30万円が惜しいのではなく、完全に治してほしいだけなのだが・・・。すると、もしお客様が希望するなら、現在この車の下取り価格は0円だが、新車に乗り換えて頂けるなら、今回特別に30万円で下取りするという。このセールスマンの話が意味不明である。車が欠陥なのではないかと聞くと、それは絶対にないとのこと。このような苦情はどこに相談すればいいのか?という内容。

【対応】

販売店は県内のディーラーで、当会会員。ユーザーは大阪の人。

ユーザーのいう、外車ディーラーの話をまとめると、車に異常はなく、交換した部品にも問題ない。さらに作業も完璧で、お客様の乗り方・使用方法にも問題がないと言い切っているようだから、わずかな距離で30万円の部品を交換しなければならないような車に設計していると考えられる。そのメーカーの車のエアサスは消耗品と考えられる。というと、この女性が「そんなことがあるのか？」と聞いたので「常識では考えられないが、あなたの話からディーラーの話をまとめるとそうなる」と答えた。そこでこのオーナーに、過去の修理内容を書面にしたもの、中古車購入した時の保証書、クレームで交換した時の分解整備記録簿の有無などを確認したところ、「何もおいていない」ということがわかった。今回の場合、冷酷なようだが、お客様の話だけで証拠となるものがない。お客様の話を信用しないのではないが、中古車での購入であり、連続でトラブルが発生していても、まったく無償で修理をするとか、再発しない保証だとかをディーラーに求めるのも難しいものがあると考える。とはいえ、新車への買い替えを促すことは販売店側としてどうかと思うので「もう一度販売店と良く話し合って、妥協点を見つけ出すのが最良の方法だと思う」というと、もう一度じっくり販売店と話をしてみるといって電話を切った。その後連絡はない。

ケースその3

【相談】兵庫県 男性

【内容】車検請求額が口頭見積りと大きく違う。

・車名:不明 ・登録年月:不明 ・走行距離:不明

神戸市内の自動車整備工場で車検の見積もり取ったところ、16～17万円との見積りが口頭で出た。諸費用を含め10万円を前金として支払い、2週間後、車検が出来たとの連絡があり、受取りに行ったところ総額30万円の請求書が渡された。

2週間もの間、ただの一度も連絡がなく、突然このような請求があり驚いている。こういったことが許されるのか？

【対応】

工場の名前を聞くと当会会員ではない。さらに調べると未認証であることも判明。ユーザー車検で受検したようだがユーザーはそのような話は聞いていないとのこと。ダイヤルステッカーの貼付はなく、記録簿も受け取っていないとのこと。

請求書をファックスするので見て欲しいというが、会員外の、未認証工場での車検受けを執拗にどうにかして欲しいと懇願された。冷たいようだが当会はそのような機関ではないと説明。なぜその工場に依頼したのか知らないが、依頼したのはユーザー自身。その工場は自社で決めた値段で作業をし、法外なものでなければそれは商取引。納得いかないことは工場に説明を求め、よく話合うように諭した。その後連絡はない。

ケースその4

【相談】兵庫県 男性

【内容】修理後数日での不具合再発は修理ミスではないか

・車名:乗用車 ・登録年月:不明 ・走行距離:不明

乗用車を走行中、エンジンチェックランプが点灯しエンジンから異音がした。そのためディーラーで修理し、代金を支払った。その後、数日で再び同じ状況になり再度修理した。（再び代金支払う）

一度目の修理で直っていなかったのではないかと思い同店に抗議したが、いったん直って、再度新たに故障が発生したと主張するのみ、一回目の修理ミスを隠すために嘘をついているのではないかと疑っている。

私は後期高齢者なので馬鹿にされているのではないかと思う。

【対応】

ディーラーに電話して状況等を確認する。

工場長によると、診断結果からしても同一箇所の修理ミスではなく偶然に故障が重なった結果と考えている。店長と工場長の私がお客様の自宅を訪問するなど、話合いを重ねているがどうしても納得していただけない。

最初の段階で当店からお客様への説明があいまいであったのも否定しえず、当社の古くからの顧客でもあるので本社と相談の上、金銭的な面も含めて誠意をもって対処していく方針です、とのことであった。

相談者へはもう一度、お店とよく話し合ってみることが解決の第一歩ではと回答した。その際、技術的な面でわからないことはウヤムヤにせず、故障箇所の修理内容に妥当性があるのかどうか等の疑問点があれば、当相談所へ再度電話してくださいと伝えた。

ケースその5

【相談】 福岡県 男性

【内容】 車検後異音が発生するため支払いを拒否したい

・車名：乗用車 ・登録年月：不明 ・走行距離：10万km

車検とタイミングベルト交換を依頼、その後、エンジンから室内まで聞こえる程の異音（ヒューヒュー）について工場へ苦情。工場は再分解したが異常はなく、ウォーターポンプの疑いで交換したが、改善されなかった。工場が原因究明のため、ディーラーへ依頼したところ、オイルポンプの疑いを示唆。重なる整備に納得できず作業を中断しているが、5月のゴールデンウィークに車が必要。

車検前は異音が全くしていなかった。車検整備が原因なのだからオイルポンプ交換費用の支払いは、工場側が支払うべき。異音の原因について探求の相談あり。

【対応】

走行10万km当たりは、マンションでいう大工事にきていたる旨を説明。

車検直後の偶然はあり得るもので整備部位の瑕疵責任は困難な状況を説明。

音のトラブルは厄介であり断定交換もありえることを説明。

タイミングベルト交換作業がオイルポンプに支障があり得るものか、構造的に調べるため10分程の時間を頂く了解を求め、匿名のため10分後に再電話を頂くことを約束した。

教育部にお願いして調べたところ、オイルポンプはクランクシャフト側にあり、タイミングベルトの回転軸には無関係の構造であった。

電話を待っていたが、連絡は途絶えた。

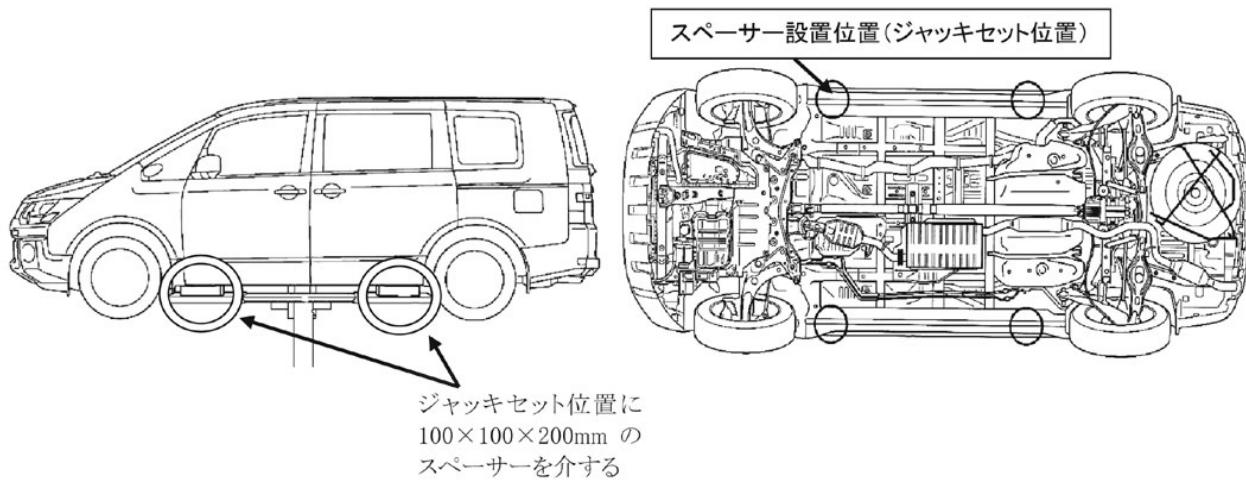
プレート式リフトでのリフトアップ作業時に関する注意事項

■対象車両 全車

■内容

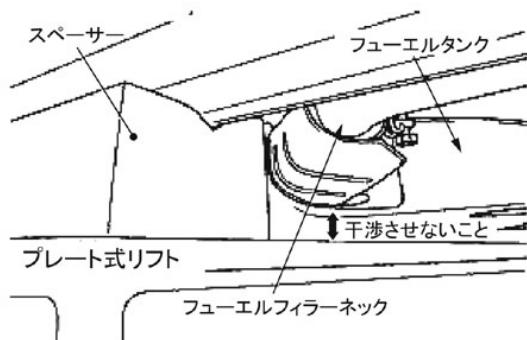
プレート式リフトでリフトアップする際、スペーサーを介さなかった場合にプレートが足回り部品や燃料関係部品と干渉し破損するおそれがあります。特にデリカD:5やグランディスは、燃料関係部品がサイドシルよりも低い位置にあるため、プレートと干渉し燃料漏れに至るおそれがあります。プレート式リフトを使用する際には必ずサイドシルのジャッキセット位置に $100 \times 100 \times 200\text{mm}$ のスペーサーを介して支持して下さい。

整備時の注意事項



■後方スペーサー設置例

<左後方>



<右後方>

